将来への不安を軽減できる!

家族信託 勉強会

2024年7月10日(水)

有限会社 さいとう不動産 代表取締役 齋藤照久

自己紹介

齋藤照久(さいとうてるひさ)昭和37年生まれ

有限会社 さいとう不動産 代表取締役

住 所 : 碧南市作塚町1丁目82番地1

電話番号:0566-42-3464

保有資格:宅地建物取引士

公認 不動産コンサルティングマスター 相続対策専門士

上級定借アドバイザー

加盟団体:公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会

公益財団法人 不動産流通推進センター

一般社団法人 家族信託普及協会

はじめに

本日お伝えしたいこと

- ①「認知症」や「相続」の問題に「家族信託」という解決方法が有効
- ②「家族信託」は生前において 既存制度の成年後見や遺言よりも 柔軟な資産管理や運用ができる

成年後見とは?

財産の管理を第三者に任せる方法

- ・認知症などで判断力が無くなった人を守るために
- ・「成年後見人」が財産の管理や契約行為をおこなう
- ・「成年後見人」は家庭裁判所が選ぶ



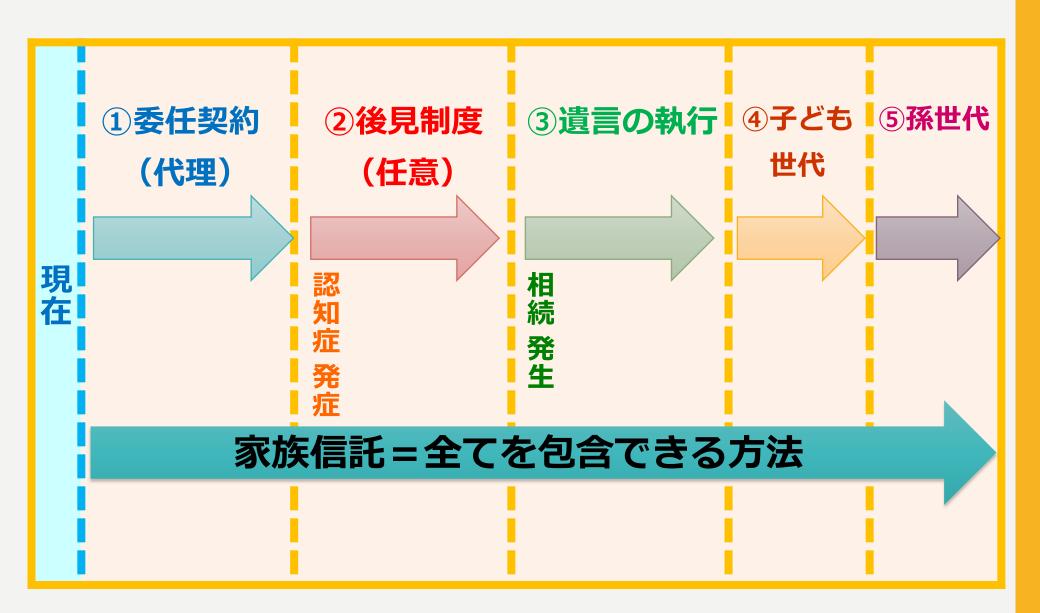
家族信託とは?

財産の管理を信頼できる家族に託す方法

- ご家族の想いを叶えるために
- ・「信頼できる家族」が財産の管理や契約行為をおこなう
- ・「家族信託契約」を家族の間で結ぶ



家族信託と他の制度との比較



家族信託と他の制度との比較

手法(選択肢)	メリット	問題点
何もしない(放置)	費用はかからない	問題は何も解決されないまま
遺言の作成 (公正証書遺言)	自分の意思が伝えられ、財産 の引継ぎ先を決めることがで きる	本人の判断能力が失われた場合、対策ができない。死後に しか効力が発生しない。
成年後見人	判断能力を失った際の資産の 静的な保全	財産の保全管理しかできない。 家庭裁判所による許可が必要。 第三者による管理。毎月報酬 がかかる。
家族信託	①所有者に代わって、管理・ 運用・売却などができる。 ②信託契約時には、贈与税や 不動産取得税が発生しない	本人の判断能力がある間に信 託契約を作成する必要がある。

成年後見と家族信託の違い(1)



成年後見

家族信託

いつから (開始)

認知症に なってからもOK 認知症になる前元気なうち!

いつまで (終わり) 認知症が治るまで ≒亡くなるまで

自由に決めることができる

成年後見と家族信託の違い(2)



成年後見

家族信託

誰が

弁護士や司法書士 など専門家 信頼できる家族

誰のために

ご本人だけ のため

ご本人やご家族のため

成年後見と家族信託の違い(3)



成年後見

家族信託

出来ること

本人のための使い方

- ・介護施設費用
- ・バリアフリーのリフォーム

契約の目的通りの使い方

- ・配偶者の介護施設の費用
- ・財産の引継ぎ方=遺言
- ・実家の売却
- 相続対策(資産活用)

出来ないこと

家族のための使い方

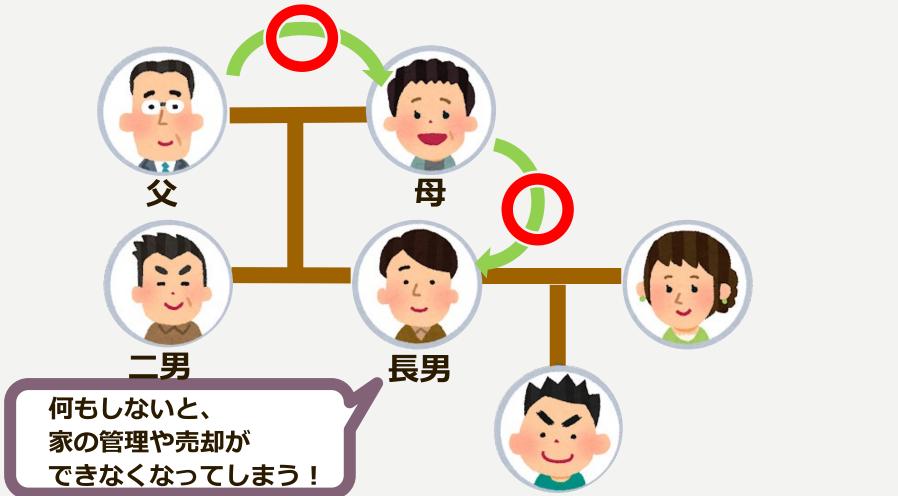
- ・配偶者の介護施設費用
- •相続税対策
- ・財産の引継ぎ方 (△実家の売却)

信託の目的に反する使い方

家族信託を活用する

①父→母→息子の順に引き継ぎたいケース

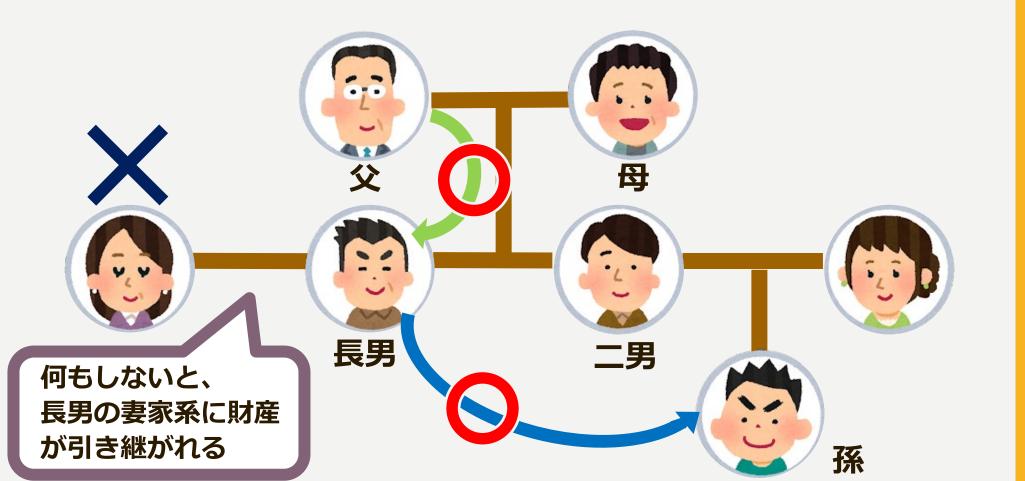
両親がまだ自宅に住んでいるが、そろそろ施設入所や建て替えも検討している!



家族信託を活用する

②直系に引き継ぎたいケース

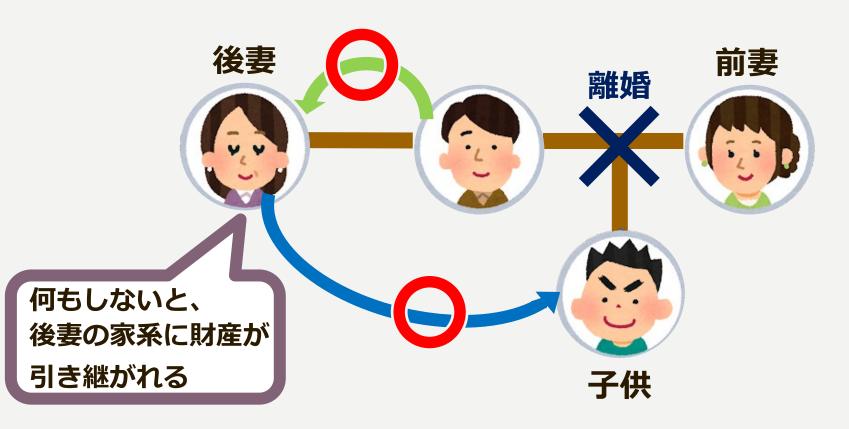
代々引き継いでいる不動産があり、自分の家系に財産を引き継がせたい!



家族信託を活用する

③離婚歴があるケース

後妻に財産を引き継ぎたいが、後妻がなくなった後には前妻との 子供にも財産を引継ぎたい



まとめ

家族信託のメリット

- ① 遺言では対応できないケースに対応 することが出来る。
- ②成年後見では対応することが出来ない 手法に対応することができる。
- ③認知症発症による財産凍結を防げる。

最後に

「相続対策」は元気なうちに

家族信託も遺言も認知症になってしまうと 出来ません。財産管理や資産承継など、 生前の相続対策をすぐ始めましょう。

いつやるの?「今でしよ!!」

ご静聴ありがとうございました。